

令和８年度診療報酬改定におけるＤＰＣ制度への参加又はＤＰＣ制度からの退出に係る届出の受付期間について

1. 概要

- 診療報酬改定時にＤＰＣ制度への参加又はＤＰＣ制度からの退出を希望する病院は、「「ＤＰＣ制度への参加等の手続きについて」の一部改正について」（令和６年１１月２９日付け保医発１１２９第１１号。以下「参加通知」という。）において、届出様式を、診療報酬改定の６ヶ月前以前の一定期間の受付期間内に提出することと定めている。
- 診療報酬改定時の医療機関群別係数の設定等においては、一定の集計作業を行う必要があるため、令和６年度診療報酬改定時を含め、これまで、受付期間については、９月１日から起算して１ヶ月間としてきた。
- 令和８年度診療報酬改定の施行時期について、令和６年度診療報酬改定を踏襲すれば令和８年６月１日となるが、令和８年度診療報酬改定においても、例年と同様の作業期間を確保する必要がある。

2. 対応方針（案）

- 令和８年度診療報酬改定時にＤＰＣ制度への参加又はＤＰＣ制度からの退出を希望する病院における、届出様式の受付期間については、令和７年９月１日から起算して１ヶ月間としてはどうか。
- また、こうした作業上の課題は今後も解消が難しいと予想されるため、参加通知において、診療報酬改定時にＤＰＣ制度への参加又はＤＰＣ制度からの退出を希望する病院における、届出様式の受付期間については、診療報酬改定の前年度の９月１日から起算して１ヶ月間とすることとしてはどうか。